

小松市環境保全施設整備資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、公害の発生を防止するため設置する施設及び地球温暖化防止対策のため設置する施設（以下「環境保全施設」という。）の整備資金を融資することにより、環境保全対策の促進を図り、もって市民の生活環境を向上させることを目的とする。

(原資)

第2条 市は、この制度の原資の一部としての資金を取扱金融機関に市の預託原資相当額として調達してもらうものとする。

(取扱金融機関)

第3条 株式会社北國銀行，株式会社北陸銀行，株式会社福井銀行，株式会社富山第一銀行，株式会社福邦銀行，北陸信用金庫，金沢信用金庫，鶴来信用金庫

(融資期待額)

第4条 取扱金融機関は、市の預託原資相当額に自己資金を加えて、当該資金の2倍以上の融資を行うものとする。

(融資対象)

第5条 融資の対象は、次の各号に掲げる施設を整備する者とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 小松市公害防止条例（昭和46年小松市条例第28号）第2条第1項に規定する公害の発生を防止するため設置する施設（以下「公害防止施設」という。）を整備する者で次のいずれにも該当するもの

- ア 市内に工場又は事業場を有するもののうち公害防止施設を市内に設置し、又は改善しようとする中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする組合
- イ 自己資金によって公害防止施設を整備することが困難であるもの
- ウ 市税を完納しているもの
- エ 公害防止計画が適当であると市長が認める者

(2) 地球温暖化防止対策のため設置する施設（以下「地球温暖化防止対策施設」という。）を整備する者で次のいずれにも該当するもの

- ア 市内に工場若しくは事業所を有するもののうち地球温暖化防止対策施設を市内に設置しようとする中小企業者若しくは当該中小企業者を構成員とする組合又は市内

に住所を有するもののうち自ら居住する市内の住宅に地球温暖化防止対策施設を設置しようとするもの

イ 自己資金によって地球温暖化防止施設を整備することが困難であるもの

ウ 市税を完納しているもの

エ 地球温暖化防止対策計画が適当であると市長が認めるもの

(資金の用途)

第6条 この制度の資金用途は、公害の発生の防止に必要な施設の設置若しくは改善又は地球温暖化防止対策に必要な施設の設置に要する資金とする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 融資限度 融資額の最高限度は、個人又は会社にあつては500万円、組合にあつては、1,000万円とする。

(2) 融資期間

ア 融資期間は、5年以内とする。

イ 据置期間は、原則として6箇月以内とする。

(3) 融資利率 市長が別途定める。

(4) 償還 償還方法は、原則として元金均等月割で償還するものとする。

(5) 担保及び保証人 取扱金融機関所定の扱いによる。

(融資の申込手続)

第8条 融資を受けようとする者は、小松市環境保全施設整備資金借入申込書(様式第1号)に、市長が発行する環境保全施設整備資金貸付基準適格証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)を添え、取扱金融機関に申し込むものとする。

(証明書の交付申請)

第9条 証明書の交付を受けようとする者は(以下「申請者」という。)は、環境保全施設整備資金貸付基準適格証明書交付申請書(様式第3号)市税納税証明書及び次の各号に掲げる書類をそれぞれ2部添え、市長に申請するものとする。

ただし、地球温暖化防止対策施設を設置しようとする個人は、第1号及び第7号の書類の添付は不要とする。

(1) 公害発生から現在までの経過及び防止又は地球温暖化防止対策のために講じた措置等の説明書

- (2) 機械設備の配置を示す工場又は事業場の平面図
- (3) 位置図
- (4) 工事予定表
- (5) 見積書, 仕様書, 図面及びカタログ
- (6) 資金調達を困難とする具体的な説明書
- (7) 前年度事業報告書(財産目録, 貸借対照表及び損益計算書)

(証明書の交付)

第 10 条 市長は, 証明書の交付申請があったときは, その内容を審査し, 融資が適当と認められるものについては, 申請者に証明書を交付するものとする。

(整備完了報告)

第 11 条 この制度の適用を受け, 環境保全施設の整備を完了したときは, 速やかに環境保全施設整備完了報告書(様式第 4 号。以下「報告書」という。)を, 市長に提出しなければならない。

(資金の融資)

第 12 条 資金の融資は, 報告書に基づき市が行う検査に合格したのちに行うものとする。
ただし, 市長を必要を認める場合は, この限りではない。

2 前項の検査に合格したものについては, 市は, 速やかに取扱金融機関に対し, 環境保全施設整備完了通知書(様式第 5)により通知するものとする。

(融資の状況報告)

第 13 条 取扱金融機関は, 融資実行後にその状況を融資実行報告書(様式第 6 号)により市長に報告するものとする。

(その他の事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は, 市長が別に定めるものとする。

附 則(平成 13 年小松市告示第 132 号)

この告示は, 平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年小松市告示第 67 号)

この告示は, 平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年小松市告示第 96 号)

この告示は, 平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年小松市告示第 75 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 15 年度分の融資から適用する。

附 則（平成 17 年小松市告示第 143 号）

この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年小松市告示第 33 号）

この告示は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年小松市告示第 52 号）

この告示は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年小松市告示第 230 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年小松市告示第 66 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年小松市告示第 114 号）

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年小松市告示第 150 号）

この告示は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

小松市環境保全施設整備資金借入申込書

年 月 日

（取扱金融機関）

様

住所

氏名

印

TEL

下記のとおり、資金を借りたいので、小松市環境保全施設整備資金融資制度要綱第8条の規定により、証明書を添えて申し込みます。

記

1 申込金額 円

2 償還方法

3 保証人（住所，氏名，職業）

環境保全施設整備資金貸付基準適格証明書

住 所

氏 名

内 容

上記の者は、小松市環境保全施設整備資金融資制度要綱に基づく基準に適合することを証明する。

年 月 日

小松市長

印

※事業所にあつては、事業所名と代表者名を記入してください。

環境保全施設整備資金貸付基準適格証明書交付申請書

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所

氏 名

印

T E L

小松市環境保全施設整備資金融資制度要綱第9条の規定により、下記の書類を添えて申請しますので、証明願います。

記

- 1 公害発生から現在までの経過及び防止又は地球温暖化対策のために講じた措置等の説明書
- 2 機械設備の配置を示す平面図
- 3 位置図
- 4 工事予定表
- 5 見積表、仕様書、図面及びカタログ
- 6 資金調達を困難とする具体的な説明書
- 7 前年度事業報告書（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）
- 8 市税納税証明書

環境保全施設整備完了報告書

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所

氏 名

印

TEL

小松市環境保全施設整備資金融資制度要綱に基づく環境保全施設整備が完了したので報告します。

記

- 1 施設の設置（改善）
- 2 施工主
- 3 施工業者名
- 4 工事費
- 5 完了年月日

※事業所にあつては、事業所名と代表者名を記入してください。

環境保全施設整備完了通知書

（取扱金融機関）

様

小松市長

印

下記の組合は、小松市環境保全施設整備資金融資制度要綱に基づく環境保全施設の整備が完了したので通知する。

記

1 住所

2 氏名

3 申込金額

円

4 内容

年 月 日

（あて先）小松市長

（取扱金融機関）

印

融資実行報告書

下記のとおり、小松市環境保全施設整備資金融資制度要綱による融資を実行したので、同要綱第13条の規定により報告します。

住 所	
氏 名 事業所名 代表者名	
融 資 金 額	円
融 資 年 月 日	年 月 日
融 資 利 率	年利 パーセント
融 資 期 間	年（据置 月）
償還方法	開始 年 月 日
	最終 年 月 日